

平成二十年三月十四日提出
質問第一八〇号

上川陽子公文書管理担当大臣の本年三月十一日閣僚懇談会における発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠 二

上川陽子公文書管理担当大臣の本年三月十一日閣僚懇談会における発言に関する質問主意書

内閣官房公文書管理検討室の配布資料によれば、上川陽子公文書管理担当大臣が本年三月十一日の閣僚懇談会において、公文書管理の在り方等に関する有識者会議を設置したことを踏まえ、「当分の間は、保有する行政文書の廃棄をいったん中止していただきますようお願いいたします。なお、現在の業務に差し障りが生じるような場合には、所要の対処方策を検討の上、追ってご連絡したいと思っております。」との発言をしている。その発言に関して、以下、政府に対して質問する。

一 「当分の間は」とあるが、具体的にいつからいつまでのことを指すのか、ご教示願いたい。

二 各府省に対し、「保有する行政文書廃棄の中止」をお願いしているが、このお願いを担保するため、具体的にどのような方策を講ずるのか、ご教示願いたい。

三 「現在の業務に差し障りが生じるような場合には」とあるが、具体的にどのようなことを指すのか、ご教示願いたい。

右質問する。